



き ぎょう
企業はいま…

じん けん そん ちやう あか しよく ぼ
人権を尊重し、明るい職場づくりを



ひがし おお さか し
東大阪市

はじめに

今日の日本の社会において、憲法で保障されている基本的人権が、いまだ完全に保障されていない現実があります。

なかでも「働く」ということは、人の生活を支える基本的な要素であり、職業選択の自由すなわち就業の機会均等は、何人にも保障されるべき重要な意義をもっています。

しかしながら、今なお応募者本人の適性と能力に基づかない不合理な採用選考が見受けられる状況にあります。

戦後、国際社会においては、世界人権宣言や国際人権規約の採択など、普遍的な人権保障の取り組みが進められてきました。

日本においては、2000年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行されました。

国際社会においては、「人権教育のための国連10年（1995年～2004年）」の施行期間の終了をむかえ、国連総会で新たに「人権教育世界プログラム」が全会一致で宣言されました。

「人権教育世界プログラム」の第1段階（2005年～2009年）では「初等・中等学校制度（日本では小学校から高等学校）における人権教育」に焦点をあて、第2段階（2010年～2014年）では「高等教育とあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修」に重点を置く計画として採択されました。続くプログラムの第3段階（2015年～2019年）では、第1段階と第2段階の領域に加えて、「ジャーナリストやメディア関係者への人権研修を促進すること」を重点領域とする計画として決議されました。

このように、各国政府やNGOなどに呼びかけ人権教育・研修の取り組みが続けられる中、第4段階（2020年～2024年）の重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くことを決議するとともに、国連総会（2015年）で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」と連携させることを盛り込みました。

SDGsは、17の目標と169のターゲットから成る2030年までに国際社会が解決すべき課題のカタログと位置付けられ、行政機関やNGOだけでなく企業からも高い関心が寄せられています。その前文で「誰一人取り残さないことを誓う」と謳っていることから明らかに、人権」はSDGsの核となっています。

このように、国の内外において人権尊重、人権擁護の気運はますます高まり続けています。本市においても、「東大阪市人権教育基本方針（2003年）」を策定し、2004年には、基本方針をより実効あるものとするために「東大阪市人権教育推進プラン」を策定、また、「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」、「東大阪市男女共同参画推進条例」などが制定されました。

この冊子は、企業の皆様方にも、さまざまな人権問題の解決をはじめ、基本的人権の尊重について正しい理解と認識を深めていただくことを目的に作成しました。

活力ある企業づくり、職場づくりを進められるにあたりご活用いただければ幸いです。

2023年3月

目次

	こゝ 目 目	ページ
①	SDGs(エス・ディー・ジーズ)と人権	1～3
②	企業の社会的責任(CSR)～CSRで見えてくる明るい明日～	4～5
③	人権尊重・多文化共生のまちづくりをすすめましょう	6～7
④	なくそう部落差別～私たちみんなの力で～	8
⑤	「ワーク・ライフ・バランス」実現の企業にチェンジ!	9
⑥	差別のない「男女協働」の職場づくりを	10～11
⑦	公正採用選考人権啓発推進員の選任と人権研修の充実を	12～13
⑧	東大阪市企業人権協議会への積極的参加を!	14～15
	・えせ同和行為には・・・みんなでNO!～対応のポイント～	16～19
⑨	職場における「ハラスメント」防止のために	20～21
⑩	「LGBT」「SOGI」って何だろう?～正しく理解しSTOP!差別・偏見～	22～23
⑪	まもろう!「障がいのある人の人権」～企業ができることってなんだろう～	24
⑫	すべての人に文字を!	25

【資料編】

- 人権啓発等のDVD・ビデオのご案内 26～30
- 「最低賃金制度」のお知らせ 31
- 東大阪市若年者等トライアル雇用支援金制度のご案内 32
- 東大阪市障害者雇用奨励金のご案内 33
- 東大阪市人権尊重のまちづくり条例 34
- 東大阪市男女共同参画推進条例(第1章 第1条～第3条抜粋) 35～36
- 東大阪市人権教育基本方針 37～38
- ◆ 今、悩みを抱えるあなたにもう一人で悩まないで～
人権侵害相談ダイヤル 39
- ◆ 市内人権・労働関係官公庁等一覧 40

1

SDGs (エス・ディー・ジーズ) と人権

2015年9月に国連で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。そこに含まれるSDGs（持続可能な開発目標）の17目標・169ターゲットの達成に向けて、世界でも国内でもさまざまな取り組みが進められています。

人権目標としてのSDGs ～“誰一人取り残さない”世界の実現を～

SDGsの内容はどれも「人が生きること」と関連しており、人権尊重の考え方がベースにあります。SDGsが含まれる「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030ア



ジェンダ」の冒頭にある「誰一人取り残さない」という言葉はそれを象徴し、世界人権宣言*など人権への言及も多く含まれています。

*人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。(1948年12月10日第3回国連総会において採択)



・2020年SDGsは「行動の10年」へ

国連が行った「2019SDGs報告」では、2015年時点で世界人口の10%が飢餓などの極貧状態にあることや、ジェンダー平等の実現が順調に進んでいないことなど、全世界において厳しい状況が続いていることが明らかになりました。SDGsの達成目標とする2030年を10年後に控え、達成へ向けてより取り組みのスピードを速め、規模を拡大する必要があることから、2020年1月、SDGs達成のための「行動の10年 (Decade of Action)」がスタートしました。



じぞくかのう かいはつもくひょう エスティーゼーズ ほうこく
 ・持続可能な開発目標 (SDGs) 報告 2022

ところが、国連が行った「2022年SDGs報告」では、新型コロナウィルス感染症のパンデミック、世界各地における紛争の増加がSDGsの17の目標に深刻な影響を及ぼしており、パンデミック前の予測よりもさらに7,500万人～9,500万人の人々が飢餓に陥るおそれがあると示されました。新型コロナウィルス感染症が直接的または間接的に起因となった世界の「超過死亡数」は、2021年末までに1,500万人に達し、貧困削減に向けた4年以上の前進が帳消しになるほどの深刻さと規模が浮き彫りとなっています。



エスティーゼーズ きぎょう
 ・SDGsと企業

現在、SDGsには各国政府や関係機関だけでなく企業なども参加し、それぞれが自社の持ち味を生かしながら重点目標へのアプローチを行い、達成に向けた活動を日々行っています。

SDGsへの取り組みは企業に課せられた義務ではありませんが、日本においても多くの企業が先頭に立ち取り組みを進め、また、参加企業は年々増加しています。

SDGsに取り組む企業は世界が直面する課題の解決に取り組む企業です。企業が世界共通の目標であるSDGsに取り組むということは、CSR(企業の社会的責任)活動として非常に重要な意義をもちます。

企業がCSRを果たすことで、ステークホルダー(利害関係者)との関係性が向上し、企業に対する信頼・安心感というプラスのイメージに繋がるとされています。

21世紀を「人権の世紀」にするためにも、企業が果たす役割は非常に大きく、重要なものとなっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



目標1 [貧困]
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2 [飢餓]
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3 [保健]
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4 [教育]
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5 [ジェンダー]
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標6 [水・衛生]
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7 [エネルギー]
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8 [経済成長と雇用]
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10 [不平等]
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11 [持続可能な都市]
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12 [持続可能な消費と生産]
持続可能な消費生産形態を確保する



目標13 [気候変動]
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14 [海洋資源]
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15 [陸上資源]
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16 [平和]
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17 [実施手段]
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

きぎょう しゃかい いろいろ
 ・ 企業も社会の一員です

「人権」とは、全ての人が自分らしく 幸せに生きる権利です。職場で仕事をする際も同様に、会社の中で一緒に働く人、取引先、消費者、地域の人など、仕事を通じて多くの人と直接的、間接的に関わるため、そうした多くの人たちの人権について考えていくことが望まれます。

企業は本来、営利を目的とする組織ですが、企業は常に社会と共にあり、社会との関わりの中でこそ活動することができます。

企業は社会の一員として、社会のルールやモラルを守り、社会的役割を果たし、責任ある行動をとらなければなりません。

人権が尊重される職場環境は、従業員の労働意欲を高め、その結果、生産性の向上や新しい発想を生み、より良い商品やサービスの提供につながると言われています。

「企業は社会の一員である」という考え方は、消費者が商品やサービスを選択する基準にも影響を与えており、「価格・質・ブランド」といった従来からの理由に加え、その商品やサービスを提供する企業が「企業の社会的責任(CSR)※」にどのように取り組んでいるのかを判断材料の一つにする人が増えています。

「人権」は、国内外を問わず、CSRの大きな柱です。

人権に配慮する企業が、社会から信頼されることで、評価され、成長を遂げていく時代になってきていると言えます。

※ 『CSR (企業の社会的責任)』

コーポレート ソーシャル レスポンシビリティ
 Corporate Social Responsibility
 の頭文字をとったもの。

人権尊重、コンプライアンス、
 環境対策、社会貢献などを要素とする。



じんけん そんちよう こくさいてき と く
 ・人権を尊重した国際的な取り組み

こくれん 「国連グローバルコンパクト※」の10原則 げんそく

- じんけん じんけんようごしじ そんちよう じんけんしんがい ひかたん
【人権】 1 人権擁護支持と尊重 2 人権侵害への非加担
- くみあひけっせい じゆう だんたいこうしやうけん しやうにん
【労働】 3 組合結成の自由と団体交渉権の承認
- きやうせいろうどう はいじょ じどうろうどう じつこうてき はいし
 4 強制労働を排除 5 児童労働の実効的な廃止
- こよう しょくぎよう さべつてっばい
 6 雇用と職業の差別撤廃
- かんきよう ぎやう かんきようもんだい まほうてき
【環境】 7 環境問題の予防的アプローチ
- かんきよう たい せきにん
 8 環境に対する責任とイニシアティブ
- かんきよう ぎじゆつ かいはつ ふきゆう
 9 環境にやさしい技術の開発と普及
- ふはいぼうし ぎやうよう そうしゅうわい ふく けいたい ふはいぼうし とりくみ
【腐敗防止】 10 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取組
- ※1999年に国連のアナン事務総長(当時)が提唱し、2000年7月に発足した企業による自主行動原則

アイ・エス・オー
 『ISO 26000』

ねん がつ きぎよう しゃ
 2010年11月、企業の社
 かいてきせきにん かん こくさいきかく
 会的責任に関する国際規格とし
 て発行。2012年3月にこの
 アイエスオー ジス にほんこうぎやう
 ISO 26000がJIS(日本工業
 きかく か ジス セット
 規格)化され、JIS Z 26000
 が制定されました。

しゃかいてきせきにん かん げん
 社会的責任に関する7つの原
 則を はじめ、組織の中で社会的責
 任を じっせん ぐたいてき
 実践していくための具体的
 な内容等を規定。社会的責任を
 は うえ ししん かつよう
 果たす上での指針として活用さ
 れています。



アイエスオー およ ジス セット
 ISO 26000及びJIS Z 26000
 しゃかいてきせきにん かん げんそく
 社会的責任に関する7つの原則

- せつめいせきにん どうめいせい りんりてき こうどう
 ①説明責任 ②透明性 ③倫理的な行動
- ④ステークホルダー※の利害の尊重
- ほう しはい そんちよう
 ⑤法の支配の尊重
- こくさいこうどう きはん そんちよう
 ⑥国際行動規範の尊重
- じんけん そんちよう
 ⑦人権の尊重

※ステークホルダー：ちいきしゃかい しょうひしゃ
 地域社会、消費者、
 かぶぬし じゆうぎやういん とりひきさき ちよくせつ
 株主、従業員、取引先など、直接・
 かんせつてき りがいかんけい ゆう もの さ
 間接的な利害関係を有する者を指す。



3 人権尊重・多文化共生のまちづくりをすすめてみましょう

◎国際的な人権保障の枠組み

「世界人権宣言」は、基本的人権の尊重の原則を定め、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的な宣言です。1948年12月10日、フランス・パリで開かれた第3回の国際連合総会で、「あらゆる人と国が達成しなければならない共通の基準」として採択されました。（毎年12月10日は「世界人権デー」）

「自由権※1」と「社会権※2」がうたわれており、人権の歴史においても重要な地位を占めています。



記念ロゴ(2018年)

- ※1 「自由権」 身体の自由、拷問・奴隷の禁止、思想や表現の自由など
- ※2 「社会権」 教育を受ける・労働者が団結する・人間らしい生活をする権利など

◎東大阪市人権尊重のまちづくり条例をご存じですか

本市では、市と市民が協働し人権尊重のまちづくりを推進するために、2004年に「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。私たち一人ひとりが、自ら社会の構成員としての責任を自覚し、他者の人権を尊重することが求められています。

◎人権とは、人が人として大切にされる権利、人間らしく生きる権利です。

すべての人が、人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望を持って心豊かに生活できる人権尊重のまちづくりをすすめてみましょう。

